

令和元（2019）年9月18日

保護者（申請者）様

大阪市立加美小学校
校長 吉岡 哲郎

平成31（2019）年度 就学援助（一般申請）の認定について

平素は、本校の教育活動推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
就学援助申請につきまして、大阪市教育委員会より、審査の結果、就学援助が認定となりました。また、今後の援助費の内容等は次のとおりです。

記

1. 援助費の内容について

保護者（申請者）様につきましては、教育扶助費（生活保護）を受給されておられますので、援助費の内容のうち修学旅行費（6年）・医療費・独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（免除）が援助の対象となります。

ただし、年度途中に生活保護が停止及び廃止等された場合、停止及び廃止日以降分の学校徴収金の児童費・学校給食費が援助費より支給されます。詳しくはその際にご説明いたしますので、本校事務室までご連絡ください。

※上記の状況によっては、再度申請書を提出していただく場合もあります。

2. 修学旅行費について

修学旅行（6年のみ）につきましては、行事実施後の支給予定日（12月5日（木））に、実費相当額が就学援助費の受け取り口座に支給されます。

不参加の場合は、原則支給されませんが、キャンセル料等実費負担分がある場合には、その実費分が支給されます。よって、学校徴収金の積立金につきましては、行事実施までに必ず納入を済ませていただきますようお願いします。

3. その他

転出される場合は、翌年の3月末まで口座を解約せずに残しておいてください。

何かご質問等がございましたら本校事務室 就学援助担当（尾山）Tel6791-7501
までお問い合わせください。

☆支給日等に変更があった場合を除いて、今後、援助費支給についての通知は
行われませんので、この通知は1年間大切に保管しておいてください。